

令和2年5月から小張総合病院では
初診時選定療養費2,200円を徴収させていただきます。

◎初診時選定療養費とは？

初診に関する選定療養費制度は、健康保険法の改正により、「地域の医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分化を推進するため、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的に制定されました。

◎初診時選定療養費がかかる方は？

紹介状を持たずに、

1. 小張総合病院に初めて来院された方。
2. 前回の診療を中止してから一定の期間経過した方。
3. 別の診療科の受診歴があるが、現在通院していない方。

※ひとり親家庭医療、乳幼児医療、こども医療の助成制度をご利用の方は対象になります。

※時間外・休日も同様です。

◎初診時選定療養費がかからない方は？

1. 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方。
2. 救急車で来院され緊急な診療を必要とされる方。
3. 選定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象とされている方
4. 生活保護法による医療扶助の対象とされている方。
5. 今回受診する診療科は初めてであるが、当院の別の診療科に通院中の方。
6. 診療の結果、入院となった方

小張総合クリニックではかかりません

患者様には、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。